



京都市のごみ減量の取組



ここみちゃん



京都市はSDGsを支援しています。

京都市 環境政策局
循環型社会推進部 ごみ減量推進課
(事業ごみ減量担当 ☎366-5090)

ごみ減量を推進する理由



2

ごみ減量の理由① クリーンセンター2工場で処理できる ごみ量の39万トンまで減量が必要

ごみを処理するクリーンセンターは現在3工場。これらを長く使用するため、1工場ずつ、ごみ処理を停止して大規模改修を行う必要があります。その時は、2工場で処理しなければならず、受入可能なごみ量は39万トンとなります。

ごみ減量の理由② 1年間のごみ処理費用に 200億円以上掛かっています

皆様のごみ減量の御協力により、平成29年度のごみ処理費用は、ピーク時のH14年度から年間154億円も削減できました。しかしながら、未だ213億円の経費が掛かっています。

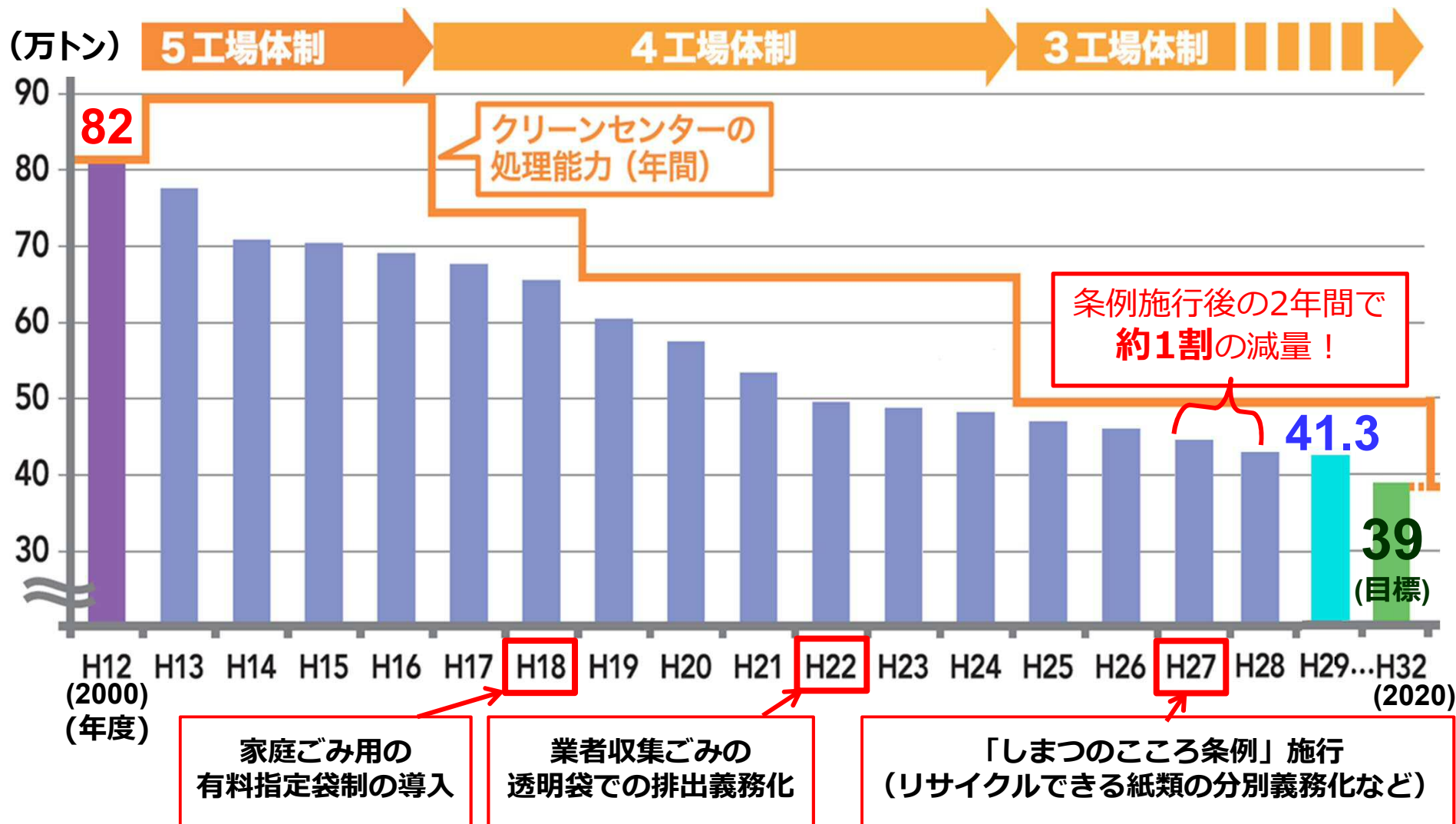
ごみ減量の理由③ 京都市内で唯一の貴重な 最終処分地の埋立期間は残り50年

1年間のごみ量が39万トンまで減ったとしても、市内で唯一の最終処分地の埋立期間は残り約50年と見込んでいます。できる限りごみを減らし、より長く使用していく必要があります。

京都市が受け入れたごみ量の推移



- ◆ごみ量は**ピーク時**（H12年度：82万トン）から**50%減量**
- ◆家庭からのごみ量は，政令指定都市で最少(平均の7割)



ごみ半減を目指す「しまつのこころ条例」

4

～京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を平成27年10月施行～

■ 条例に掲げるごみ減量の2つの柱

① 2R（リデュース：Reduce, リユース：Reuse）の促進

そもそもごみになるものを減らすこと
必要な量だけ買う，簡易包装の製品をつくる，
レジ袋をもらわない，マイボトル持参 など

そのままの形で繰り返し使うこと
修理・修繕して使う，必要な人に譲る など

② 分別・リサイクル（Recycle）の促進

使えなくなったものを再び資源として利用すること
リサイクル可能な紙類を回収し再生紙やダンボールを製造
ペットボトルを回収し，シャツや卵のパックを製造 など

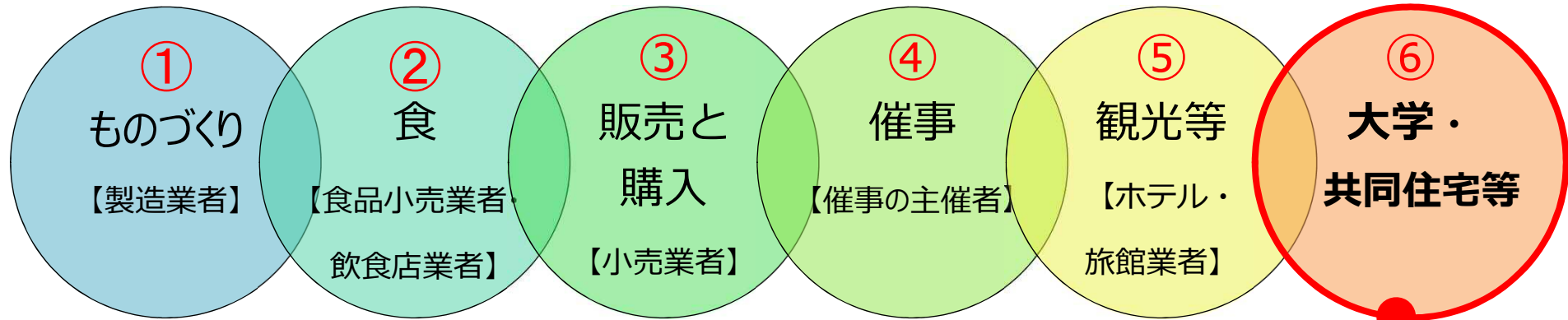
家庭ごみ，事業ごみともに，分別を「協力」から「義務」に引き上げ

- 「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルとビジネススタイルの定着を図り，市民・事業者の皆様との協働による持続可能な社会の実現を目指す。

2Rの促進について、重点的に取り組む6つの分野



～29の取組項目を条例に規定～



京都ならではの6分野ごとに2Rの実施義務と努力義務を規定

- ① 伝統産業から先端産業まで，先進的なものづくり都市
- ② ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の都
- ③ 商品と市民が出会う小売店がにぎわう都市
- ④ 祭り・学園祭・地蔵盆などイベントが多彩
- ⑤ 国際文化観光都市
- ⑥ 大学のまち・学生のまち

分野	業種	条例	取組項目
共同住宅	共同住宅等の所有者 又は 管理者	16条1項	<u>居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発</u> 義務
		10条3項 39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施 努力義務

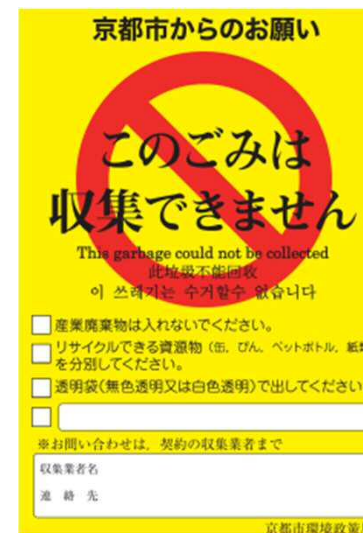
共同住宅等の所有者（又は管理者）の責務 6

① 居住者への分別ルール等の周知・啓発

共同住宅等（マンション等）の所有者（所有者の委託を受けて管理する者がある場合は管理者）は居住者へ分別やごみ減量に関する周知・啓発を行わなければならない。

ごごみ 大学・共同住宅等

検索



② 分別ルールや周知方法の届出

民間業者がごみを収集する共同住宅等に加え、京都市が収集するものも含めた全ての共同住宅等のうち、改正条例が施行された平成27年10月以降に、

共同住宅等分別周知等届

検索

- ◆ 共同住宅等を新築しようとする方
- ◆ 既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて新たに管理しようとする方

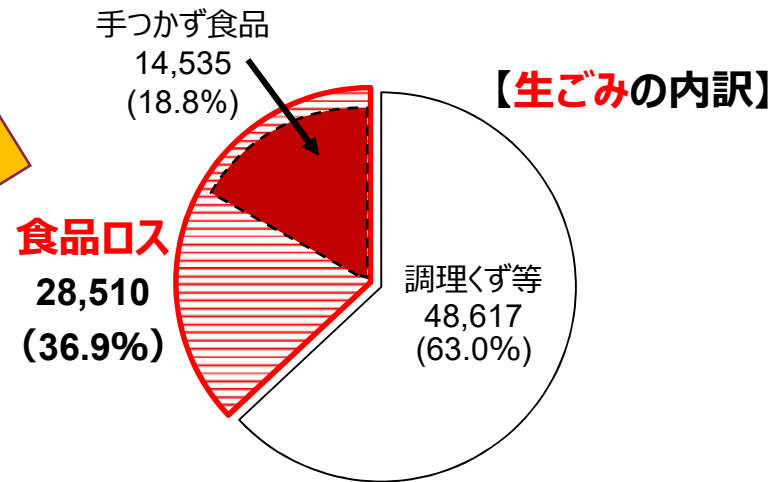
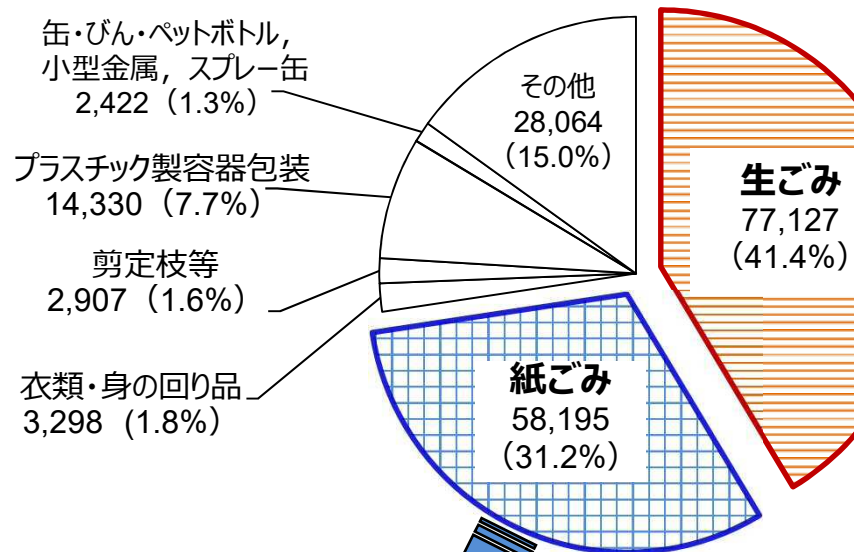
共同住宅等分別周知等届を、ごみ減量推進課まで提出してください。

※ 啓発・届出義務違反に対しては、条例に基づき調査等・改善勧告・命令・公表を行うことがあります。

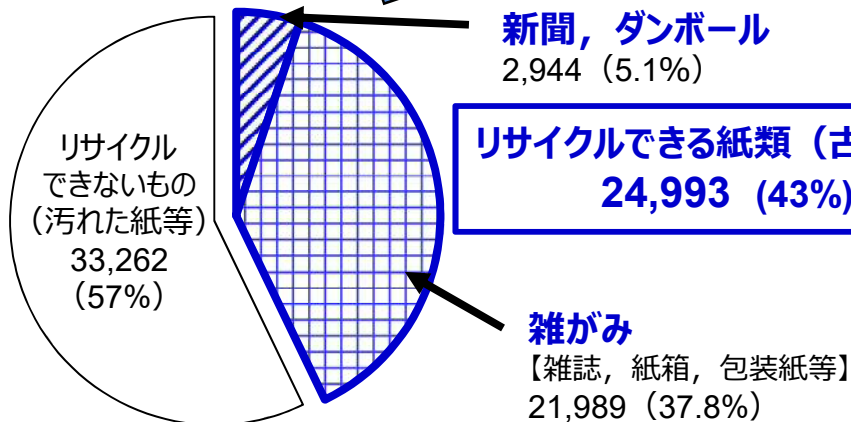
家庭から出された燃やすごみの内訳

- ① 家庭から出された燃やすごみのうち、生ごみが4割、紙ごみが3割と突出して多い。
- ② 紙ごみには、**リサイクルできる紙類が約2万5,000トン**もあります。

燃やすごみ（約19万トン）の内訳（平成29年度）
【単位：トン】



【紙ごみの内訳】



リサイクルできる紙類の分別は条例で義務化
⇒ マンションごとに回収するしくみの普及が必要

紙ごみ減量の取組 ～コミュニティ回収制度～



8

コミュニティ回収制度とは、町内会やマンションなどで取り組む古紙や古着などの資源物回収に市が助成金を交付して応援する制度

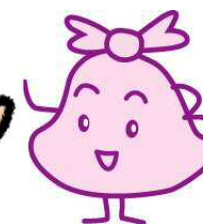
平成30年4月からマンション所有者・管理会社も助成対象となりました！

- ☑ 10世帯以上のマンション
- ☑ 助成金は年額15,000円～50,000円
- ☑ 雑がみ(雑誌, 紙箱, 包装紙等)と古着類は必ず回収



■ 実施団体数 **2,700** 団体

うち共同住宅でも
800 団体も
取り組まれています。



コミュニティ回収制度

検索



紙ごみ減量の取組 ～コミュニティ回収制度～



(マンション所有者・管理会社用の概要です。)

京都市内に所在し、概ね10世帯以上で、古紙類や古着類などの資源物を定期的かつ継続的に回収するマンションの活動のために、そのマンションの所有者や管理会社に助成金を交付します。
 ※マンション管理組合は、住民団体として申請が可能です。(住民団体は年額上限15,000円)

● 回収品目

以下の品目のうち、**雑がみ**と**古着類**は、必ず回収が必要です。

- ①古紙類 [新聞, ダンボール, **雑がみ**, 紙パック]
※雑がみには、雑誌・書籍を含みます。
- ②古着類 [古着・古布など]
- ③缶類 [アルミ缶・スチール缶]
- ④びん類 [ワンウェイびん]
※一升びん・ビールびんなどのリユースびんは対象外
- ⑤その他 [ペットボトル, 小型金属類など]

コミュニティ回収を実施するマンション数	助成金額(年額)	開始月	助成金額	
			マンション1棟目	追加1棟当たり
1棟	15,000円	4月	15,000円	5,000円
2棟	20,000円	5月	13,750円	4,600円
3棟	25,000円	6月	12,500円	4,200円
4棟	30,000円	7月	11,250円	3,800円
5棟	35,000円	8月	10,000円	3,400円
6棟	40,000円	9月	8,750円	3,000円
7棟	45,000円	10月	7,500円	2,600円
8棟以上	50,000円	11月	6,250円	2,200円
		12月	5,000円	1,800円
		1月	3,750円	1,400円
		2月	2,500円	1,000円
		3月	1,250円	500円

(注)初年度は開始月により助成金が異なり、翌年度から通年実施で4月申請の金額を交付します。また、助成金は毎年度交付申請をしていただきます。
 助成金はコミュニティ回収の実施に必要なマンションでのお知らせビラやポスターの作成費用等にご活用ください。

- 集積場所をどこにするか
- 回収業者さんとの打ち合わせ
- 市への提出書類(助成金交付申請と実績報告)の作成 など

まち美化推進課 (☎075-213-4960) がサポートしますので、ぜひとも、ご相談ください。

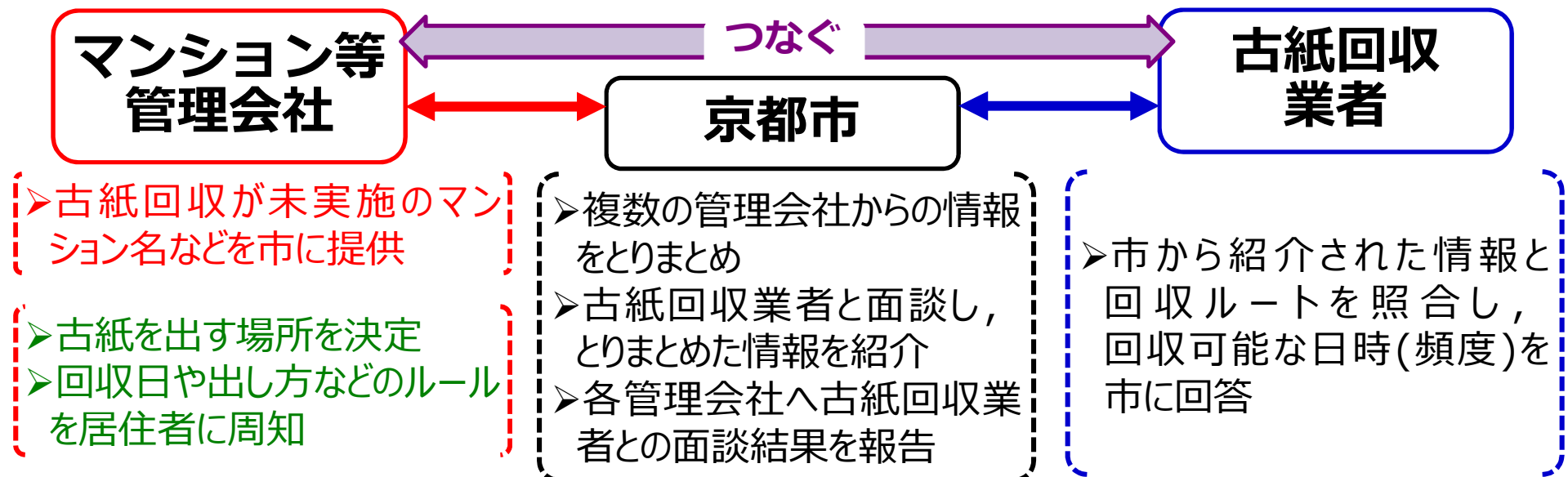
紙ごみ減量の取組 ~管理会社と古紙回収業者をつなぐ~ 10

マンションで古紙回収を実施できない主な課題

- ☑ 管理会社は、古紙回収を追加で委託する費用がない
- ☑ 管理会社は、古紙回収業者が見つからない
 - ⇒ 古紙回収業者に相談したが、単身マンションは古紙量が少ないため断られた。
 - ⇒ 回収を依頼したマンションが回収ルートから離れているため断られた。
- ☑ 古紙回収業者は、単身マンションの古紙回収だけでは採算がとれない
 - ⇒ 単身マンション居住者の多くは新聞購読しないなど、古紙量が少なく採算は赤字が見込まれる。

課題の解決に向けて

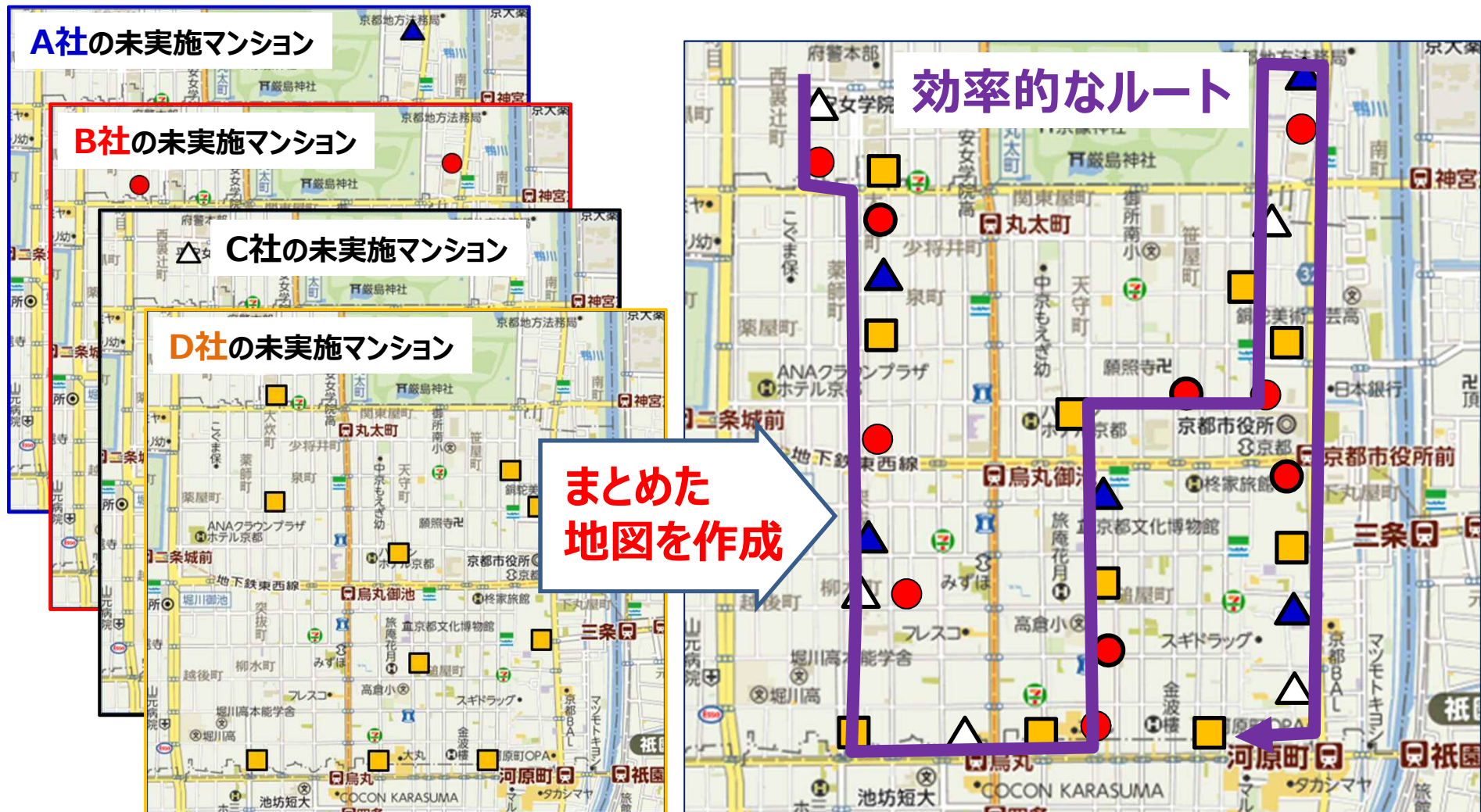
京都市がマンション管理会社の了承を得たうえで、対象マンションの古紙回収に賛同する古紙業者を探し、管理会社へつなぐ取組を進めています。



紙ごみ減量の取組 ~管理会社と古紙回収業者をつなぐ~ 11

複数の管理会社の未実施マンションをまとめ、一定棟数とした地図を作成し、古紙回収業者に提案 ⇒効率的な回収ルートが構築でき、古紙回収業者が協力

この結果、**25社の760棟のマンション**で新たに古紙回収



紙ごみ減量の取組 ~管理会社と古紙回収業者をつなぐ~ 12

居住者向けのチラシをデータ（word形式）で提供しています。

入居者の皆さま

2019年 古紙回収日（保存版）

回収日 毎月 第1火曜日

朝の9時までにお出してください

月別回収日（2019年1月～12月）

1月8日 2月5日 3月5日
4月2日 5月7日 6月4日
7月2日 8月6日 9月3日
10月1日 11月5日 12月3日

回収場所 ごみ置き場

回収品目

・新聞 ・段ボール ・雑誌 ・雑がみ

出し方

- ・新聞、段ボール・雑誌はひもでしばって出してください。
- ・雑がみは、紙袋に入れるか透明の袋に入れて出してください。
- ・指定以外の曜日、時間に出された場合は回収出来ません。

マンションご入居者の皆様

新聞・ダンボール等の紙ごみは
燃やすごみには出せません!!

京都市では条例により、紙類をはじめリサイクルできるもの（資源物）は分別することが義務となっています。

燃やすごみの中に、リサイクルできる紙類を入れて出すことはできません。

（リサイクルできる紙類が混入していた場合、ごみ収集業者が収集しない場合があります）

リサイクルできる紙類（新聞・ダンボール・紙パック・雑誌等の雑がみ[※]）はきちんと分別し、古紙回収に出してください。

*雑がみの例

- 紙袋
- 包装紙
- 紙箱
- メモ用紙
- 封筒・はがき
- コピー用紙
- 紙の芯
- 台紙・画用紙
- カレンダー
- 雑誌
- チラシ・カタログ

*出し方

分別した雑がみは、紙袋に入れるなどして出してください。

※紙袋がない場合は、ひもでしばったり、透明の袋に入れて出しても構いません。

紙類等の大きなものは、かさばらないように折りたたんでください。

小さなものも雑がみです。散らばらないようにしてください。

古紙回収の日時などについては、管理会社にお問い合わせください。

紙ごみ類の分別等については、京都市環境政策局ごみ減量推進課、又は、お近くの区役所・支所にあるエコまちステーションまでお問い合わせください。

マンション管理組合様

リサイクルできる紙類の分別をお願いします!

京都市では平成27年10月にスタートした「しまつのこころ条例」により、「リサイクルできる紙類」をはじめ、リサイクルできるもの（資源物）の分別が義務となっています。

リサイクルできる紙類（新聞、ダンボール、紙パック、雑がみ[※]）の中でも、特に、雑がみが分別されず、燃やすごみ袋に多く混入している状況です。

※ 雑がみの例

- 紙袋
- 包装紙
- 紙箱
- メモ用紙
- 封筒・はがき
- コピー用紙
- 紙の芯
- 台紙・画用紙
- カレンダー
- 雑誌
- チラシ・カタログ

※ 雑がみの分別方法と出し方

雑がみを入れる紙袋等を用意し、そこへ毎日少しずつでも入れていきます。たまたら古紙回収の日、指定場所に出してください。紙袋等が無い場合は、透明の袋に入れて出すこともできます。分別したものは古紙回収業者が回収します。

分別した雑がみは、紙袋に入れるなどして出してください。

※紙袋がない場合は、ひもでしばったり、透明の袋に入れて出しても構いません。

紙類等の大きなものは、かさばらないように折りたたんでください。

小さなものも雑がみです。散らばらないようにしてください。

リサイクルできる紙類は、もう一度、紙に生まれ変わることができる大切な資源です。皆様の分別が地球の環境を守り、ごみ減量にもつながります。どうぞよろしくお願いいたします。

マンションでの古紙回収のメリット

古紙（新聞，ダンボール，雑がみ）が定期的に回収されて、

- ① ごみ置き場の整理整頓が進みます。
- ② 居住者が紙ごみの分別義務に対応できます。
- ③ 住民サービスが向上し、マンションの質も向上します。

